

民生委員制度の概要と 相馬市民生委員・児童委員の現状

民生委員制度の概要

◆根拠法 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

【目的】社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を図る。（民生委員法第1条）

◆民生委員の身分

厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員

◆民生委員の任期（民生委員法第10条）

任期は3年間。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間

◆民生委員の報酬（民生委員法第10条）

給与の支給はない。ただし、活動に要する経費の実費弁償がある。



民生委員制度の概要

◆ 民生委員・児童委員の職務（民生委員法第14条・児童福祉法第17条）

- (1) 生活状態の把握
- (2) 相談・助言その他援助活動
- (3) 福祉サービス利用に係る情報提供その他援助活動
- (4) 社会福祉事業者等との連携及び活動支援
- (5) 関係行政機関への業務協力
- (6) その他、住民の福祉増進を図るための活動



相馬市民生委員・児童委員の現状

◆委嘱者内訳（令和8年4月1日現在）※欠員地区を除く
新任者 22人（27.2%） 再任者 59人（72.8%） 計 81人

◆平均年齢

令和4年度改選時 67.0歳

→令和8年4月1日現在 68.2歳

◆職業

無職 55.5%、パート 18.5%、自営業 13.6%、農業・漁業 6.2%、
会社員・会社役員 6.2%

◆1人当たりの平均担当世帯数 227世帯（令和8年4月1日現在）

◆1人当たりの平均年間活動日数 111.0日（令和7年度）

◆1人あたりの活動状況（令和7年度）

相談・支援 15件、その他の活動 83件、訪問 147回、連絡調整 46回



相馬市民生委員・児童委員の主な活動内容

- ◆ 各方部定例会への参加
- ◆ 訪問活動（ひとり暮らし、高齢者、障がい児者、ひとり親、生活困窮者世帯などの訪問、安否確認）
- ◆ 実態調査の実施（ひとり暮らし、高齢者、障がい児者、ひとり親、生活困窮者世帯などの訪問、任期中1回）
- ◆ 各種研修会などへの参加
- ◆ 小中学校への訪問
- ◆ 登下校時の見守り など

